

新旧対照表

いわて子ども希望基金助成金交付規程の運用基準の一部を次のとおり改定する。

改定前	改定後
5 助成期間（第5条関係） （1）略 （2）前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。	5 助成期間（第5条関係） （1）略 （2）前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。<u>ただし、やむを得ない事由により採択事業を中止または一部のみ実施した場合については、3年を経過した後も、未実施の事業については必要に応じて助成することができるものとする。</u> 11 実施時期 <u>この運用基準は、令和3年1月28日から適用する。</u>
改正理由	災害その他やむを得ない事由により中止あるいは一部のみ実施した事業については、未実施項目についてのみ、継続して実施できるよう配慮することが必要と認められるため。